

# 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策 についての県からのお知らせ 令和8年3月号

令和8年3月1日  
宮 城 県

発行：竹の内産廃処分場対策室  
電話：022-211-2691

## 1 竹の内産廃処分場からの悪臭等に係る調査結果について

「竹の内産廃処分場からの悪臭等に関する調査票」については、1月5日で調査を終了しました。結果は、調査票の配布対象世帯 1,053 世帯のうち回答 8 件、内訳は、直近1年で竹の内産廃処分場からの悪臭等を感じたことが「ない」が 8 件でした。

なお、調査終了後に「ある」との回答が 1 件あり、その住民の方にヒアリングを行ったところ、処分場から発生した臭気である可能性は低いものと考えられました。

本内容については、2月9日に開催した評価委員会へ報告しており、委員からは引き続き住民の健康対策に努めるよう意見がありました。

県では引き続き、処分場の対策及び維持管理に努めるとともに、相談窓口についてもこれまで同様に設置してまいります。調査へのご協力ありがとうございました。

## 2 発生ガス調査の結果（令和8年1月）について

『処分場の内部で発生するガス』の調査結果であり、処分場内部が安定化しているかの目安になります

処分場の状況を把握するため、毎月、場内の観測井戸で、発生するガスの硫化水素等の濃度の調査を実施しています。令和8年1月の調査結果は次のとおりで、これまでの変動の範囲内でした。

- (1) 調査日 令和8年1月6日（火）
- (2) 調査地点 17地点
- (3) 調査結果



調査年月日：令和8年1月6日（気圧：1.018hPa）

調査項目		浸透水観測井戸									
		No.3	No.3a	No.3b	No.5	No.5a	No.5b	H16-3	H16-5		
発生ガス	硫化水素 (ppm)	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満		
	二酸化炭素 (%)	0.7	0.25未満	0.4	5.1	2.3	5	0.8	3.3		
	酸素 (%)	9	18	15	10	12	10	15	11		
	メタン (%)	43	0	11	0	0	0	20	17		
	発生ガス量 (L/min)	0.02	0.01未満	欠測	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
調査項目		浸透水観測井戸									
		H16-6	H16-10	H16-11	H16-13	H17-15	H26-3a	H26-3b	7-2	7-4	
発生ガス	硫化水素 (ppm)	4.5	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	5.1	
	二酸化炭素 (%)	1.1	0.4	3.3	1.4	0.4	0.25未満	0.25未満	0.25未満	5.5	
	酸素 (%)	6未満	12	13	16	17	19	19	18	8	
	メタン (%)	19	27	0	3	12	1	0	0	17	
	発生ガス量 (L/min)	0.50	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満

※ 表中の硫化水素等の発生ガスの濃度は、ボーリング孔の管頭下1mでの値です。  
 ※ 地点名7-2、7-4、H16-10、H16-11、No.3a、No.3b、No.5a、No.5bでは、発生したガスを活性炭塔で吸着処理しています。処理後の硫化水素濃度はいずれも0.2ppm未満でした。  
 なお、掲載している発生ガスの数値は、処理を行う前のデータです。  
 ※ No.3bの発生ガス量は、機器不調のため欠測。

### 3 硫化水素モニタリング結果（令和8年1月）について

『処分場等から発生する硫化水素』の調査結果であり、皆様を感じる悪臭の目安になります

処分場内で発生した硫化水素ガスの状況を24時間連続で調査したところ、敷地境界で硫化水素は検出されませんでした。調査結果の詳細は次のとおりです。

(1) 測定期間

令和8年1月 1日（木）から  
令和8年1月31日（土）まで

(2) 測定地点

- ① 測定地点1 発生ガス処理施設付近
- ② 測定地点2 村田第二中学校



(3) 測定結果

	硫化水素の最大濃度 (ppm)	認知閾値濃度* <sup>1</sup> 超過回数 (回)	規制基準濃度* <sup>2</sup> 超過回数 (回)	全測定回数* <sup>3</sup> (回)
測定地点1	0	0	0	89,216
測定地点2	0	0	0	89,216

\*1 認知閾値濃度：硫化水素のにおいであることがわかる弱いにおい(0.006ppm)

\*2 規制基準濃度：悪臭防止法を準用した場合に硫化水素の規制基準として示される濃度範囲のうち最も低い濃度(0.02ppm)

\*3 全測定回数：機器点検等による欠測を除いた全測定回数

### 4 令和8年3月の環境調査等について

今月は次のとおり環境調査や巡回点検を実施する予定です。

- 発生ガス調査（毎月）
  - ・・・観測井戸からのガスの量や硫化水素濃度等の調査
- 巡回点検（毎週）
  - ・・・処分場の覆土や設備等の維持管理及び点検